

地域指定年度	昭和44年度
計画策定年度	昭和45年度
計画見直し年度	平成10年度
	平成14年度
	平成20年度
	平成25年度

菰野町農業振興地域整備計画書

令和2年3月

三重県菰野町

目 次

第1 農用地利用計画	1
1 土地利用区分の方向.....	1
(1) 土地利用の方向.....	1
ア 土地利用の構想.....	1
イ 農用地区域の設定方針.....	2
(2) 農業上の土地利用の方向.....	3
ア 農用地等利用の方針.....	3
イ 用途区分の構想.....	4
ウ 特別な用途区分の構想.....	5
2 農用地利用計画.....	5
第2 農業生産基盤の整備開発計画	6
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向.....	6
2 農業生産基盤整備開発計画.....	7
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	7
4 他事業との関連.....	7
第3 農用地等の保全計画	8
1 農用地等の保全の方向.....	8
2 農用地等保全整備計画.....	8
3 農用地等の保全のための活動.....	9
4 森林の整備その他林業の振興との関連.....	9
第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画 .	10
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	10
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標.....	10
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	12
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るため の方策.....	12
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	13
第5 農業近代化施設の整備計画	14
1 農業近代化施設の整備の方向.....	14
2 農業近代化施設整備計画.....	16
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	16

第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	17
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	17
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	17
3	農業を担うべき者のための支援の活動	17
4	森林の整備その他林業の振興との関連	18
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	19
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	19
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	19
3	農業従事者就業促進施設	20
4	森林の整備その他林業の振興との関連	20
第8	生活環境施設の整備計画	21
1	生活環境施設の整備の目標	21
2	生活環境施設整備計画	25
3	森林の整備その他林業の振興との関連	25
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	25
第9	付 図 (別添)	26
1	土地利用計画図 (付図1号)	
2	農業生産基盤整備開発計画図 (付図2号)	
3	農用地等保全整備計画図 (付図3号)	
4	農業近代化施設整備計画図 (付図4号) (該当なし)	
5	農業就業者育成・確保施設整備計画図 (付図5号) (該当なし)	
6	生活環境施設整備計画図 (付図6号) (該当なし)	
7	土地利用計画詳細図 (付図7号)	
別記	農用地利用計画	27
(1)	農用地区域	27
ア	現況農用地等に係る農用地区域	27
イ	現況森林、原野等に係る農用地区域	27
(2)	用途区分	27

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本町は、名古屋市から約40km、四日市市から約15kmの三重県北勢部に位置し、西は鈴鹿山脈を境として滋賀県に接し、北はいなべ市、東と南は四日市市に接している。

町域は、東西13km、南北10.6kmで、面積107.01km²を有している。御在所岳・鎌ヶ岳・釈迦ヶ岳の菰野三山を中心に連なる鈴鹿山脈を背景として、三滝川、朝明川の二つの河川がつくる平野部は、ゆるやかな丘陵地と扇状地をつくり、豊かな田園地帯が広がっている。

これまで本町は、この恵まれた自然条件、立地条件等を活かして、水稻、小麦、大豆、茶等の農業をはじめ、湯の山温泉などの観光や、万古焼、日本酒等の地域産業が発展するとともに、積極的な企業誘致等による商工業の振興が図られてきている。

平成31年3月には、新名神高速道路菰野 I.C が供用開始し、これにより本町は、中部圏の主要都市である名古屋と直結するだけでなく、大阪・京都・神戸をはじめとする関西各都市との時間的距離が飛躍的に短縮されることとなった。また、東海環状自動車道とネットワークすることにより、岐阜・日本海側方面との高速ネットワークも構築され、名古屋・四日市と強く結ばれていた広域都市構造が変化し、多様な都市との交流が可能となる。さらに、北勢地域の主要幹線道路として機能する国道306号（四日市菰野バイパス）や477号（四日市湯の山道路）、湯の山温泉街と国道477号を結ぶ「湯の山かもしか大橋」が開通するなど、本町の魅力は、より一層高まることとなった。

このような中、今後の本町は、広域高速交通体系の優位性を最大限に活用しながら、新たな発想と創造による既存産業の高度化や、バランスのとれた産業構造の確立を実現していくことが重要な課題となっている。また本町は、人々に潤いと安らぎを与える自然の宝庫であることから、そのすぐれた素材が失われることのないよう、適切に保全していくことも重要な課題となっている。特に、本町の平野部の多くは水田として活用されており、鈴鹿山脈とともに田園景観が重要な本町の原風景となっていることから、今後とも保全を基本としながら、持続可能な潤いのある環境と共生したまちづくりを推進していく必要がある。

そのため今後は、農業振興地域制度のより一層の適正な運用等に努め、優良農地を将来にわたって良好な状態で確保することを基本に、供用開始した新名神高速道路菰野 I.C. 周辺の面的開発など、増加する地域の振興上必要な様々な土地利用との調整に留意しながら計画的な土地利用を進め、農業をはじめとした地域の健全な発展を推進する方針である。

以上の構想に基づく用途別利用と推移の構想は次のとおりである。

表 農業振興地域内面積の見通し

単位：ha、%

	農用地	農業用 施設用地	森林原野	その他	計
現在 (平成30年)	2,036.2 (32.6)	28.7 (0.5)	1,898.6 (30.4)	2,287.2 (36.6)	6,250.7 (100.0)
目標 (令和11年)	2,031.2 (32.5)	28.7 (0.5)	1,898.6 (30.4)	2,292.2 (36.7)	6,250.7 (100.0)
増減	△5.0	0.0	0.0	5.0	0.0

(注) 1 確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況 (H30)

2 ()内は構成比である。

3 △：マイナス

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地2,036.2haのうち、a～cに該当する農用地1,659.8haについて農用地区域を設定する方針である。

- a 10ha以上の集団的に存在する農用地。
- b 土地改良事業又はこれに準ずる事業(防災事業を除く。)の施行に係る区域内にある土地。
- c a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地。
 - ・地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要な土地
 - ・農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
 - ・周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地
 - ・農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の担い手の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該担い手に集積することによって経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地

ただし、cの土地であっても、次の土地については、農用地区域には含めない。

(a) 集落内に介在する農用地で、農用地として存続することが困難と認められる農用地

- ・106ha (菰野町全域)

(b) 自然的な条件から見て、農業の近代化を図ることが困難と認められる農用地

- ・143ha(菰野地区 39ha)(鵜川原地区 5ha)(竹永地区 1ha)(千種地区 48ha)(朝上地区 50ha)

(c) 中心集落の整備に伴って拡張の対象となる集落周辺農用地

- ・97ha (菰野町全域)

(d) 道路沿線市街地として開発が進みつつある次に掲げる農用地

- ・30ha (国道306号沿 1ha)(ミルクロード沿 12ha)(町道千草川北線沿 17ha)

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要のあるものについては、農用地区域として設定する。

(ウ) 農業用施設についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在し、又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの、及び2ha以上の農業用施設用地については、農用地区域として設定する。

(エ) 現況森林・原野等についての農用地区域の設定方針

該当なし

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本町の農地は、約90%が県営・団体営ほ場整備事業等により基盤整備済みとなっている。

今後、需要の動向に即応した農業生産体系の確立を進めるため、優良農地の確保、農地中間管理事業等による農地の集積・集約化等の促進が必要となっている。

そのため、ブロックローテーション化により地域ぐるみで行われている効率的な作付を基本として、次の方針を中心に本町農業を生産性の高い活力ある農業として確立していく。

本町の農業の中心である水田については、その効率的利用を図るため、農地の担い手への集積・集約化、農作業の受委託の促進、高性能機械施設の共同利用、生産の集団化等を通じて生産の向上を図る。

野菜・茶・畜産等については、輸入自由化を背景とした需要の動向を十分勘案のうえ、既成産地等を中心に市場競争に耐えうる高品質・高能率産地を育成する。特に畑地については、地域の特性を生かした特産物づくりを進めるとともに、飼料作物の作付けを進める。

あわせて、高度な技術と優れた経営感覚を有する認定農業者等の担い手を育成し、経営規模の拡大や法人化を含めた経営管理の合理化等経営改善への取り組みを進め、効率的かつ安定的な農業経営を推進する。

単位：ha

区分		農地	採草 放牧地	混牧林地	農業用 施設用地	計	森林・ 原野等
地区名							
菰野	現況	191.4	0.0	0.0	3.0	194.4	0.0
	将来	191.4	0.0	0.0	3.0	194.4	0.0
	増減	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
鶴川原	現況	417.4	0.0	0.0	4.7	422.1	0.0
	将来	417.4	0.0	0.0	4.7	422.1	0.0
	増減	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
竹永	現況	253.1	0.0	0.0	1.1	254.1	0.0
	将来	253.1	0.0	0.0	1.1	254.1	0.0
	増減	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
朝上	現況	487.1	0.0	0.0	7.6	494.7	0.0
	将来	487.1	0.0	0.0	7.6	494.7	0.0
	増減	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
千種	現況	310.9	0.0	0.0	4.1	315.0	0.0
	将来	310.9	0.0	0.0	4.1	315.0	0.0
	増減	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	現況	1,659.8	0.0	0.0	20.5	1,680.4	0.0
	将来	1,659.8	0.0	0.0	20.5	1,680.4	0.0
	増減	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(注) 単位未満四捨五入のため内訳と合計が一致しない場合がある。

イ 用途区分の構想

(ア) 菰野地区

地区の東部では昭和42～43年にかけて大字宿野地内、46～48年にかけて大字福村・神森地内で、地区の西部では51～56年にかけて西菰野、谷、南瀬古地内で基盤整備が完了した。

今後、転作の定着化とともに、農地中間管理事業等により農地の流動化を進め、担い手の育成確保を推進する。また、茶屋の上地区の茶園については、樹園地として用途区分を行い、茶園経営の近代化を促進する。

(イ) 鶴川原地区

本地区の大部分の水田は整備済田となっているため、これらを田としての利用を行い、優良農地として確保するとともに、水稻、畜産等の効率的かつ安定的な農業経営の育成を促進する。

(ウ) 千種地区

本地区においても、大部分の水田が整備済田となっており、これらを田としての利用を行うとともに、農地中間管理事業等により農地の流動化を進め、担い手への農地の集積・集約化を図る。

(エ) 竹永地区

県営ほ場整備事業（八風地区）が完了し、転作の定着化と農地中間管理事業等による農地の流動化を進め、担い手の育成確保を図る。

(オ) 朝上地区

県営ほ場整備事業（八風地区）が完了しているため、今後は、転作の定着化と農地中間管理事業等により農地の流動化を進め、担い手の育成確保を図る。

ウ 特別な用途区分の構想

該当なし

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本町の農用地区域に含まれる現況農用地は、水田1,501.8ha、畑117.9ha、樹園地40.1haとなっている。

今後は、水田の機能を生かしつつ、麦・大豆・飼料作物をはじめとして積極的な畑作物の導入・定着化を図るため、地域の営農形態に応じた農道、排水路網の整備や客土、暗渠排水等の汎用化によるほ場の高品質化を推進する。また、県営ほ場整備事業により整備された揚水機場、農業用排水施設等の適切な維持管理を行い、施設の長寿命化を図り、効率的な保全に努める。

また、一部の地区では、排水不良田がみられるため、その対応を検討していく。

なお、整備にあたっては、環境や景観との調和に充分配慮する。

地区別の農業生産基盤整備及び開発の方向は次のとおりである。

ア 菰野地区

本地区は既整備田が大部分を占めているが、一部に排水不良田があるため、この解消に向けて検討をすすめる。

イ 鶺川原地区

本地区においては、ほ場整備が全地区完了し、農道についても整備済となっている。今後は、優良農地を確保するとともに地力の維持に努める。

ウ 千種地区

本地区においては、ほ場整備が全地区完了し、農道についても整備済となっている。今後は優良農地を確保するとともに地力の維持に努める。

エ 竹永地区

本地区においては、ほ場整備が全地区完了し、農道についても整備済となっている。今後は、優良農地を確保するとともに地力の維持に努める。

オ 朝上地区

本地区においては、ほ場整備が全地区完了し、農道についても整備済となっている。今後は優良農地を確保するとともに地力の維持に努める。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備考
		地区	面積 (ha)		
県営水利施設等保全 高度化事業 (ちくさ)	水路補修工 1式	E 千種地区	127	1	H31～R 5 338,000千円
団体営農地耕作条件 改善事業 (田口2期)	用排水路 413m	D 朝上地区	21	2	H31～H31 60,000千円
団体営農地耕作条件 改善事業 (川北3期)	用排水路 300m	B 鶯川原地区	17	3	R 2～R 2 40,000千円

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本町の林業は、林野率が5割を超えているが、経営規模が零細な上、近年の労働力の高齢化を反映して、次第に林業としての形態を失いつつある。しかしながら、森林が町土保全に重要な役割を果たすことから、鈴鹿山脈を中心とした地域において、造林、保有の事業を促進し、森林の緑を保全するとともに、保健休養林としての積極的な活用を図る。

また、治山対策としての造林事業をはじめ、砂防及び予防治山事業を積極的に実施し、農地及び集落の防災に努める。なお、丘陵地の森林については、開発可能な緩斜面地が多いので、自然環境の保全、周辺農用地の確保等に充分配慮しながら高度な土地利用を検討していく。

4 他事業との関連

特になし。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農業は、食料その他の農産物の供給機能とそれ以外に多面的機能という重要な機能を有している。したがって、将来にわたって、食料の安定供給が確保され、かつ、農業生産活動を行うことにより生ずる多面的機能が発揮されるためには、農業の持続的な発展が図られなければならない。そのためには、農業にとって最も基礎的な資源である農用地を今後ともできるだけ良好な状態で保全していくことが重要である。

しかし、農業者の高齢化や担い手不足、後継者不足、さらに近年増加傾向にある鳥獣被害による農家の営農意欲の減退等に伴い、この農用地の維持が難しくなっており、荒廃農地も年々増加傾向にある。

一方、本町は、都市化の進展に伴う非農業的土地需要が高いため、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用を通じ、無秩序な市街化を抑制する必要がある。また、効率的かつ安定的な農業経営を目指す認定農業者等の担い手への農地集積・集約化を通じた荒廃農地の発生の抑制に努め、優良農地の農業的土地利用の確保を図る必要がある。

そのため、現在ある農地バンクをフルに機能させ、地権者から依頼を受けた農地は、関係機関が協議するなかで担い手が効率良く農作業を行えるように、1戸当たり2～3箇所に団地化させるよう計画的に集積する。

一方、畦草刈りや用排水路の清掃等の雑作業については、これまで地域の共同活動により維持管理されてきたが、農業者の高齢化等が進む中で、適切な保全管理が難しくなっている。そのため、今後は農業者ばかりでなく、地域ぐるみの多様な主体が参加して、農業・農村の基盤を支え、環境の向上を図るため、多面的機能支払交付金制度や中山間地域等直接支払制度等を活用し、農地・農業用水、そして豊かな自然環境や景観の維持に取り組む。また、下記以外にも菰野町土地改良区内の1,000haの中で順次この対策について推進していく予定である。

また、ため池の耐震化など農地防災事業を推進し、農地や農業用施設の災害発生を未然に防止することにより、農業経営の安定と農地・国土の保全を図っていく。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		地区	面積(ha)		
多面的機能支払交付金	農地の多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動	鶉川原	221.4	1	H29～R 3 20,117千円 うがわら自然を守る会
〃	〃	宿野	17.4	2	H29～R 3 1,564千円 宿野環境保全部会
〃	〃	田光	108.2	3	H29～R 3 7,160千円 田光資源と環境を守る会

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備考
		地区	面積 (ha)		
多面的機能支払 交付金	農地の多面的機能の維 持・発揮を図るための地 域の共同活動	福村	10.1	4	H29～R 3 921千円 福村環境保全部会
〃	〃	田口	29	5	H29～R 3 2,668千円 田口自然と環境を守る会
〃	〃	竹成	103	6	H29～R 3 6,892千円 竹成自然を守る会
〃	〃	切畑	6.4	7	H29～R 3 298千円 里山切畑会
〃	〃	西菰野 他	500.3	8～17	H29～R 3 58,138千円 菰野町水土里の郷の会
〃	〃	小島	102.3	18	H29～R 3 6,870千円 小島農地・自然を守る会
〃	〃	永井	101.9	19	H31～R 5 8,991千円 永井農地・水・環境保全会
中山間地域等直 接支払制度	機械の共同利用や農作 業の共同化に取り組む 活動	切畑	6.1	20	H27～H31 1,277千円 切畑
〃	〃	田光	13.1	21	H30～R 4 1,051千円 田光

3 農用地等の保全のための活動

認定農業者等の担い手に対する農地集積・集約化に関する目標の達成に向けた積極的な取組み、農地中間管理事業の活用、多様な担い手による農作業の受委託の促進等を図るとともに、荒廃農地の発生の抑制、既存の荒廃農地の活用に向けた取組みを行う。

特に本町では、千草地区の大正田において荒廃農地の再生利用に取り組み、マコモ等の作付けを行っているが、今後も農業者等が行う荒廃農地を再生利用する取組を支援し、荒廃農地の再生と有効利用を図っていく。

あわせて多面的機能支払交付金制度や中山間地域等直接支払制度の活用等による地域ぐるみでの農地・農業用施設等の良好な保全と質的向上を図っていく。

その他、農村におけるアメニティを形成する観点から休耕田を利用した「コスモまつり」等、田園を生かしたイベントを支援していく。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本町の農業は、水稻を中心として畜産・茶などが主要作目となっている。とりわけ水稻ではこれを支えている農家は第2種兼業農家が大半を占め、従事者の高齢化が進展している。しかしながらこの中で、なお農業を継続し、経営を拡大していこうとする担い手も存在している。

このため、関係機関が協力し担い手への農地集積・集約化が図られるよう、農地中間管理事業・農業経営基盤強化促進事業等を進め、農作業受委託を積極的に推進して、経営規模の拡大を図り、地域農業の担い手を育成する。

さらに「仲間と共に頑張る農家応援事業」等により特産品開発や流通・販売経路の開拓等を支援するなど地域にマッチした柔軟性のある高度な技術と優れた農業経営感覚を有し、地域農業の維持発展を支える担い手を育成し、農業規模の拡大や農作業効率の向上、法人化を含めた農業経営の合理化など経営改善への取り組みを進め、効率的かつ安定的な農業経営を確立する。

具体的には、農業経営において他産業と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たりの年間総労働時間（1,800～2,000時間程度）の水準を達成しつつ、地域他産業従事者と均衡する生活を営むことができるような年間所得（1人当たりの年間農業所得400万円～500万円程度、家族経営500～800万円程度、新規就農者250万円～500万円程度）の確保が可能な効率的かつ安定的な農業経営を確立する。

なお、効率的かつ安定的な経営体及び新たに農業経営を営もうとする青年等の指標となる営農類型は、優良な農業経営の実態等を踏まえ、次表に示す13類型とした。

<効率的かつ安定的な農業経営>

営農類型		規模実面積 (ha)			作目構成	労働力 (人)	育成目標数 (戸)
		露地	施設				
個別経営	主穀中心経営	12	12	—	水稲8ha、小麦4ha、大豆4ha (農作業受託6ha)	3.0	71
	主穀・椎茸複合経営	8.2	8	0.2	水稲8ha、椎茸7,000kg/年	3.0	1
	露地野菜・水稲複合経営	6	6	—	キャベツ等2ha、水稲4ha	3.0	3
	施設野菜・水稲複合経営	4.5	4	0.5	トマト等0.5ha、水稲4ha (農作業受託3ha)	3.0	2
	施設野菜中心経営	0.5	—	0.5	いちご等0.5ha	3.0	5
	施設花き中心経営	0.5	—	0.5	シクラメン、観葉植物等0.5ha	3.0	4
	路地花き中心経営	1.7	1.7	—	タマリユウ等1.7ha	3.0	1
	茶中心経営	3	3	—	茶園3ha	3.0	3
	酪農中心経営	3	3	—	経産牛50頭、育成牛15頭、飼料作物3ha	3.0	3
	養豚一貫中心経営	—	—	—	繁殖雌豚150頭、繁殖雄豚4頭	3.0	1
	和牛肥育中心経営	—	—	—	肥育牛130頭	3.0	2
組織経営	主穀中心経営	22	22	—	水稲15ha、小麦7ha、大豆7ha (農作業受託15ha)	3.0	10
	施設花き中心経営	0.6	—	0.6	ミニバラ0.6ha	4.0	1
	養豚繁殖肥育一貫経営	—	—	—	繁殖雌豚300頭、繁殖雄豚9頭	5.0	2

<新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営>

営農類型		規模実面積 (ha)			作目構成	労働力 (人)	育成目標数 (戸)
		露地	施設				
個別経営	主穀中心経営	12	12	—	水稲8ha、小麦4ha、大豆4ha	—	—
	施設野菜中心経営	0.2	—	0.2	トマト等0.2ha	—	—
	施設花き中心経営	0.3	—	0.3	シクラメン、観葉植物等0.3ha	—	—
	酪農中心経営	3	3	—	経産牛50頭、飼料作物3ha	—	—
	養豚一貫中心経営	—	—	—	繁殖雌豚100頭、繁殖雄豚4頭	—	—
	和牛肥育中心経営	—	—	—	肥育牛100頭	—	—

(注) 資料：農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想 (H26.11)

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

地域の実情に応じた土地利用調整方式のもと、町・農協・地元生産組合が協力し、品種別団地の形成や収穫等作業の一元化を図り、農作物の品質の向上・均一化を図る。また、農用地の集積・集約化については、地図情報システムを有効に活用し農地の地権者の理解を求めながら、担い手が効率的な営農を行えるような環境整備を推進する。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 効率的かつ安定的な農業経営体の育成対策

農用地の利用集積・集約化、担い手の経営規模の拡大、土地利用効率の向上、後継者の確保・育成などを推進し、効率的かつ安定的な農業経営体の育成を目指す。

(2) 農用地の流動化対策

「農業経営基盤強化促進事業」や「利用権設定促進事業」の制度の内容について、集落懇談会や広報を通じて周知徹底を図る。

(町全域)

(3) 農地中間管理事業の実施

人・農地プランの実質化を進めつつ、農地中間管理事業の理解啓発（集落懇談会）アンケート調査の実施による意向の把握、認定農業者等担い手の経営規模の拡大、法人経営体の育成確保と、これら意欲ある多様な担い手への農地集積・集約化の推進を図る。

(町全域)

(4) 農作業の受委託の促進

次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ・三重北農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託の斡旋の促進
- ・効率的な農作業の受託事業を行う集落営農組織又は担い手農家の育成
- ・農作業、農業機械利用の効率化等を図るため、農作業受託促進の必要性についての普及啓発
- ・農用地の集積・集約化の促進を図るため、農作業の一部受委託から全面受委託へ、さらには利用権設定への移行の促進
- ・農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(町全域)

(5) 生産組織の育成対策

- ・担い手農家の経営規模拡大に伴う法人化を支援する。
- ・担い手農家、集落営農組織が補助事業等と活用して行う大型機械施設等の導入を支援する。

(町全域)

(6) 地力の維持増進対策

畜産家畜糞処理加工施設の稼働効率を高め、耕種経営と連携して堆肥の流通を促進する。

(畜産地域)

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

収益性の高い農業を確立するため、担い手等の規模拡大が課題である。

今後は、農業機械銀行の体制を整備することにより、生産性の向上を図るとともに、規模拡大を支えるため、装備の大型化を促進する。

また、トレーサビリティ及び農産物検査体制を確立することにより、顔の見える販売を確立し、消費者に対して良質な農産物を提供するとともに、“安心・安全”という付加価値をのせた販売体系を目指す。

さらに、家庭用・業務用・加工用など、多種多様な需要を踏まえた販売方式の確立を図るために、加工業者を育成するとともに、「仲間と共に頑張る農家応援事業」等による支援を行い、地元農産物の使用及び加工品の開発のための農産加工施設の整備、加工機器の導入の取組を支援する。

一方、食育活動を啓発する生涯学習講座や、食育や地産地消を広める事業が始まっており、今後もこれらの活動の支援を推進していく。

加えて、獣害対策については、菰野町鳥獣害防止総合対策協議会が中心となって地域ぐるみの総合的な防除に努めるとともに、鳥獣害に耐えうる地域にあった新たな作物について、関係機関と連携を取りながら検討する。

(1) 水稻

主穀作については、規模拡大に応じた作業期間の確保と作業効率化を図るため適正な品種を組み合わせた品種別団地化による作期分散を進める。

また省力化と低コスト化の実現のため直播栽培等の新技術の導入及びライスセンター等広域施設の利用を促進する。

さらに、県内において最大の米消費地である四日市市を管内にもつ農協の特性を最大限に活かし、様々な販売チャンネルを模索し、売れる米づくりに向けて産地づくりを確立する。特に減農薬・減化学肥料など環境に負荷の少ない米づくりを推進するため、生産履歴情報などの積極的な開示により、消費者の安全・安心のニーズに対応できる生産方式を拡大するとともに、学校給食への供給及び地域内直販での販売等、多様な需要に対応した流通販売を展開し、地域や農業者の主体性をいかした展開を図る。

(2) 小麦、大豆

本町では、水稻を中心に小麦・大豆の土地利用型作物を組み合わせた輪作体系及び集落単位のブロックローテーションが既に構築されており、今後、調整水田等の不作付地を小麦・大豆等への作付けにするなど、なお一層の強化を図るとともに、実需者のニーズに即応した品質向上を図るなど、個性ある産地づくりを推進する。

小麦については、需要が拡大しており、今後も「あやひかり」を中心とした作付けを推進し、伊勢うどん等に適した品質の確保を目指すとともに、契約栽培を中心とした安定した販売体系を確立する。

大豆については、農協への出荷を主とするが、豆腐・納豆等の加工業者等との契約栽培を

さらに増やし、安定的な販売体制を確立する。そのためにも、栽培段階での雑草防除の徹底や収穫後の選別精度の向上等を図り、品質と収量向上を目指すとともに、販売拡大に取り組み、大豆の主産地としての地位を確保するような生産者および関係機関が一体となって、積極的な取り組みを実施していく。

(3) 野菜（トマト、キャベツ、はくさい、ネギ、さといも、シイタケ、マコモ）

野菜については、規模拡大に応じた省力化を図るため、移植収穫等の高能率作業機械の導入を図るとともに、施設野菜については ICT を活用した自動制御システム等高度栽培施設の導入も併せて推進する。

また、労働力を確保するために地域間・作物間における労働力調整システムの導入を図る。流通については、畜産農家との連携を強化し有機栽培野菜、市民農園、新品目の導入等、消費者の多様なニーズに対応した生産流通体系を推進する。

特に、需要が多く、ブランド化を進めているマコモについては、化学肥料や除草剤が不要な一方で、栽培技術が確立していないため、生産面において品質及び供給量が不安定である。今後、栽培品種の組み合わせ（早生、中生、晩生）を検討しつつ、生産者間の情報交換を進め、栽培技術の確立に取り組む。また、販売面では、業務用出荷について安定供給できるよう、生産者組織での販売管理体制の強化を図る。

(4) 花き（シクラメン、観葉植物）

花きについて、切り花は、優良品種の導入作型の組み合わせによる周年生産技術の確立、共同育苗による品種の統一生産、土づくり及び省力技術の高位平準化等を促進し生産性向上に努める。

また、鉢物類は、観葉植物を主体に優良品種の導入、品質向上、省力化、作型の組み合わせによる周年生産技術の確立及び管理技術の向上による品質改善、商品化率の向上を図る。

さらに、ほ場、施設の効果的な利用を進め、ICT 等を活用した施設の高度化、機械化による省力低コスト生産を推進するとともに、減農薬、効率的施肥、生分解性資材利用等による環境保全型生産技術を推進する。

(5) 畜産（飼料作物、肉用牛、酪農、養豚、採卵鶏）

飼料栽培については、耕地を活用した WCS 用稲や飼料用米など粗飼料生産を主とする共同利用施設・機械の整備、拡充を図る。

肉用牛については、飼料規模の拡大と適正な飼料の確保を推進するとともに、繁殖肥育一貫経営の導入により和牛肥育素牛の確保を図る。

酪農については、高能力乳用牛群の整備と適正な自給飼料確保による高品質生乳生産を図るとともに、肉用交雑種の生産等、複合経営への取り組みを推進する。

技術的には受精卵移植、フリーストール方式及びコンピューターによる固体管理等新しい技術の導入を進める。

また、耕種農家との連携を強化し、家畜ふん尿の適正処理と有効的な土壌還元を推進する。

養豚については、固定化された優良品種間の交配、給飼技術、豚舎環境の改善などにより、低コスト、高品質豚肉の生産を推進し、地域環境に適応した適正な飼養規模の拡大を図る。

また、産地銘柄化や加工への取り組み等を進める。

養鶏については、耕種作物農家との連携強化によるふん尿適正処理に努め、土づくり等への家畜糞尿の有効利用を促進し、周辺住民の理解と地域の環境保全を推進する。

また、鳥インフルエンザ等の家畜疾病予防と万が一の感染防止に迅速に対応するとともに飼養管理の衛生管理指導を徹底する。

2 農業近代化施設整備計画

事業の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)			
該当なし							

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

農業を担うべき者の育成及び確保を図るため、多様な就農ルートを通じた幅広い人材の確保、育成並びに近年の新規就農者の7割が法人就農であるという現実を踏まえ、法人経営等雇用力のある農業経営体の育成を図る必要がある。また、担い手の育成にあたっては、兼業農家、定年帰農及び新規就農、シルバー人材、女性、グループ、一般企業などの意欲ある多様な農業者の可能性についても検討する必要がある。

このため、研修・教育、就農等情報提供、就農相談等の充実並びに農村女性が持てる能力を十分に発揮できる条件整備を推進するとともに、関係機関の連携強化を図る。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備考
該当なし					

3 農業を担うべき者のための支援の活動

(公財)三重県農林水産支援センターを核として、新規就農から地域の担い手として成長するまでの各段階において、総合的に支援する体制の整備を図るとともに、県農業再生協議会(担い手育成部会)等との連携を図り、就業就職セミナーのPR、就農相談及び情報提供等の活動強化を図る。

また、県により三重県農業大学校が農業者育成のための中核的な教育機関として位置付けられており、農業高校との連携を促進するとともに、町においても小中学校における農業体験学習への取組みを促進し、次世代を担う若い元気な担い手の確保・育成に向けて各種対策を講じていく。

新規就農者への経済的支援としては、県との連携を密にして農業次世代人材投資資金制度を活用する等、就農前の研修を後押しする資金及び就農直後の経営確立を支援する資金について支援を行うほか、労働時間については、他産業並の労働時間を実現するため、農作業内容の合理化や無理のない効率的な営農計画の立案・実行を支援する。また、農業経営規模拡大に応じ補助労働力(アルバイト・パートタイマー等)の導入を行い、定期的に休日の取れる農業経営の確立に努める。組織経営については、交替勤務体制も検討し、ゆとりある農業従事環境を整備する。

特に、畜産については、休日の取れるゆとりある経営をめざすため、関係団体との連携によるヘルパー制度の活用を推進する。

労働環境については、腰痛や疲労の少ない快適で安全な作業環境の確立に向けた高温や粉塵に対応できる生産施設や作業場の整備を行うとともに、農薬散布等の農作業の安全性を向上させるための適正な作業装備等の導入を図る。

また、機械作業の安全性向上のため、より安全性の高い機械の導入や安全性向上のための改

良及び技術講習会への参加等に努める。なお、農業後継者や雇用労働者にとって魅力ある職場とするため、就業規則の明確化や休日制、給料制の導入、社会保険への加入及び福利厚生
の充実等を図る。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本町の農業は、水稲、小麦、大豆等の主穀作を中心とし、野菜、茶、花き、畜産等が営まれており、いずれの農業従事者も、高齢化や後継者不足など、深刻な課題に直面している。

また、担い手の育成と営農形態の組織化は、合理的営農化の推進にあっては不可欠であり、高齢者に見合う職域の確保が、その対応策として求められている。このため、経営規模の拡大や、6次産業化への取組支援を通じて、女性や高齢者が活躍できる職場や職域の創出を図る。

供用開始された新名神高速道路菰野 I.C 周辺への優良企業の誘致等により、新たな雇用の創出を積極的に推進し、安定的な就業の場を確保する方針である。

(人)

区 分		従 業 地								
I	II	町 内			町 外			合 計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒 常 的 勤 務	-	108	111	219	116	103	219	224	214	438
自 営 兼 業	-	13	13	26	14	14	28	27	27	54
出 稼 ぎ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
日 雇 ・ 臨 時 雇	-	5	5	10	4	4	8	9	9	18
総 計	-	126	129	255	134	121	255	260	250	510

(注) 1 目標：令和11年(2029年)

2 資料：専兼別農家数(販売農家)や過去の資料をもとに算出した。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農業従事者の安定的な就業の確保のため、地域関係者と連絡を密にしながら、地域農業構造の改善に関する施策との連携に留意し、新名神高速道路菰野 I.C 周辺に成長性と安定性のある優良企業を誘致する。

なお、企業を誘致するにあたっては、経済状況を見極めながら地元雇用率の高く競争力のある成長産業や、新しい産業展開に対応できる優良企業の立地とその環境整備の促進に努めていく。

さらに、農業と観光との連携やガストロノミーツーリズムを推進する中で、新たな就業機会の確保を図っていく。

また、本町では、近年、「関取米」や「音羽のゴボウ」、荒廃農地を活用した「マコモ」などの農産物やそれらを使った加工品、料理などを菰野ブランドとして販売する取り組みが、町内各地で進められている。今後も「仲間と共に頑張る農家応援事業」等により、これら地域資源を活かした取組をはじめ、6次産業化、農商工連携への支援を推進し、農業従事者の所得向上と新たな就業機会の確保を図っていく。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

(1) 安全性

ア 防災

「南海トラフ地震防災対策推進地域」の指定を受けていることから、さらなる地震防災対策を推進するとともに、風水害等自然災害をはじめ、あらゆる災害から、生命財産を守るため「菰野町地域防災計画」に基づき、総合的な防災体制を整備していく。

上下水道などの耐震化や雨水排水機能の確保、公共施設の耐震性、耐火性の強化を推進するとともに、ライフライン強化にかかわる関係機関との連携体制の構築に努める。

また、「自分たちのまちは自分たちで守る」との視点から、災害発生直後の救出救護、初期消火などの地域住民が主体的に防災活動を行う自主防災組織の強化と防災活動が有効に機能するよう組織間のネットワーク化等、対応力の強い自主防災組織の充実や防災リーダーの育成を進めるとともに災害ボランティア活動を推進する。

さらに、防災意識を高めるため、町民総ぐるみの総合防災訓練をはじめ、企業等による自主的な防災訓練の促進や研修会等さまざまな機会を通じ、防災意識の啓発・普及を進めていく。

イ 防火

防火意識の高揚に努めるとともに、立入検査等の査察を充実し、指導強化を図る。

また、消防力を維持向上させるため、消防水利の多元化と消防施設の計画的な整備を推進する。また、消防・救急指令が的確かつ速やかに展開できるよう消防救急デジタル無線をはじめとする情報通信技術を活用した効果的な通信指令体制の共同運用を図る。

ウ 交通安全

あらゆる機会を通じて交通安全意識の高揚を図るため、交通安全協会など、関係機関等が一丸となって、町ぐるみで地域と密着した交通安全活動や幼児・高齢者等の安全確保のため、交通安全教育の機会の充実と、きめ細かい広報啓発活動の展開を図っていく。

また、交通事故の発生を抑えるため、新たな道路網の整備などによる交通環境の変化に応じて交通事故危険箇所の把握に努めるとともに、通学路などを中心に道路や信号機等の交通安全施設の整備を促進する。

エ 防犯

防犯意識の高揚を促すため講演会等の開催をはじめ、インターネットやパンフレット等広く情報提供を行っていく。

また、暴力行為、迷惑行為の防止等、防犯体制の強化及び相談体制の充実を関係機関へ要請していく。

さらに、夜間における犯罪の防止と安全な生活環境を形成するため、LED照明による防犯灯などの施設整備の充実を図っていく。

(2) 保健性

ア ごみ処理

循環型社会の構築を目指すため、現状の廃棄物の状況についての調査分析のもとで3R（リデュース＝発生抑制、リユース＝再使用、リサイクル＝再生利用）を推進し、中でも「ごみを出さない」ことに重点を置きながら住民、事業者、行政が役割を認識して意識を高め、中長期的な視点に立って積極的な資源物の回収や可燃ごみの減量化を図っていく。

廃棄物の処理については、自然環境や生活環境に影響が及ばないよう適正な処理を維持するため、清掃センターの延命化のための適切な改修等を行うとともに、今後のごみ処理体制のあり方に対する準備を行う。

イ 生活排水処理

汚染処理の適正化に向けて、公共下水道事業や農業集落排水事業の整備や接続の促進を図るとともに、計画区域外の地域については、合併処理浄化槽の普及促進に努めていく。

ウ 給水

安全で安心できる水を住民や事業者に対して提供するため、水源地の適正管理の徹底に努めるとともに、水道水の利用拡大を図る。また、水道水を安定供給できるよう、県営水道からの受水も含め水道施設の適正管理を行う。さらに、老朽化した水道管の更新、整備を進めるとともに、非常時における水道水の確保に向けて、施設の耐震診断結果に基づき施設の耐震化を推進する。

エ 保健

効果的な健康づくりを進めるため、家庭、学校、企業と連携した取り組みの展開を図る。

また、基本健康診査・がん検診などの健診の精度、費用対効果などからも、健診内容を検討しながら、住民が受診しやすい体制をつくり、疾病の早期発見、早期治療に努めていく。

さらに、地域における健康づくりを支援するための場と機会を充実させるため、健康教室や栄養相談など健康活動への積極的な参加を促進するとともに、健康に対する正しい知識の普及と健康づくりへの意識の高揚を図っていく。

オ 医療

安心して医療の提供が受けられるようかかりつけ医の定着を図るとともに、在宅医療の普及を見据えた地域医療体制の充実に向けて、医療機関及び関係機関の連携強化を働きかけていく。

また、救急医療の適切な利用を促進するため、関係機関と連携し、救急医療に関する情報提供と相談体制の充実を働きかけていく。

(3) 利便性

ア 交通

町内の道路を、高速道路、広域幹線道路、地域幹線道路、生活幹線道路、生活道路の5つに区分することにより段階的、体系的な道路網構成によって、円滑に交通処理できるネットワークの確立を目指す。特に、平成31年の新名神高速道路菰野 I.C 供用開始に伴う交通流動の変化と I.C. 周辺の土地利用変化に適切に対応できる交通体系の構築を図る。

公共交通においては、交通結節点の乗り継ぎを円滑にするため、駅周辺の整備も含めた総合的な環境整備を進める。また、町内各駅の利用環境を向上させるため、関係機関や地元住民と調整の上、景観に配慮した環境づくりを図るとともに、駅周辺のユニバーサルデザイン化を促進する。

あわせて、コミュニティバスが通勤・通学をはじめ、住民にとって身近な交通手段として、利用者ニーズに対応した、運行系統、運行回数、運行時間帯等、より利用しやすくなるよう、サービスの提供を図る。さらに、既存のバス路線についても、効果的な輸送の確保ができるよう事業者に対し要望していく。

イ 通信

高度情報通信技術を活用した行政サービスの質的向上を図るため、菰野町電子自治体推進計画に基づき全庁的な推進体制の整備を推進する。

また、快適な生活の支援、住民自治の推進、産業活性化の支援などを行うため、民間事業者と連携して地域情報化を促進する。

さらに、使いやすい情報システムに向けて、スマートフォンなどの携帯電話端末に十分に配慮し、情報システムの整備、充実を図る。そして、これら整備された情報システム等を通じて、菰野ブランド等、地域資源を活用した商品の PR、情報発信を推進していく。

(4) 快適性

ア 公園

公園や緑地は、子どもからお年寄りまでが遊び、自然に親しみ、スポーツを楽しむ住民の憩いの場であるとともに、地域コミュニティや防災の拠点など多様な機能を担っている。

そのため、生活に密着した公園・広場や、地区の実情や利用目的に応じた多様な公園・緑地の整備を民間活力の導入も図りながら推進していく。また、遊歩道の整備や道路緑化などにより、公園・緑地、東海自然歩道、レクリエーション拠点、三滝川や朝明川等の水辺空間を有機的に結びつけ、水と緑のネットワークの形成を図る。

あわせて、身近な公園や広場が、住民の自発的な管理により、長く愛され有効に活用されるよう意識の高揚も図っていく。

イ 老人福祉

高齢者や障害者などが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域の福祉機能を高めていく必要があり、そのためには、個人のプライバシー等を侵さない範囲での、地域住民相互の見守りが必要となる。

このため、地域での支え合い、見守り体制を中心に、住み慣れた地域で医療・介護・予防・

住まい・生活支援を一体化して考える「地域包括ケアシステム」の構築を推進する。

特に、介護を要する高齢者や障害者が、安心して自宅で生活できるよう、ホームヘルプサービス（訪問介護）や、デイサービス（日帰り介護）、ショートステイ（施設の短期入所）など、在宅福祉サービスを充実する一方、保健師、看護師、理学療法士などによる訪問看護や訪問リハビリなど在宅保健サービスも併せて整備を進めていく。

さらに、家庭において適切な介護を受けることが困難な高齢者や障害者が安心して生活できる場を確保するため、周辺市町との連携のもと、施設の整備充実を図っていく。

ウ 児童福祉

学びの連続性を確保するため、家庭、地域との連携や各中学校区における幼稚園、保育園、小学校、中学校間の連絡調整、園児と児童生徒との交流を図る。

近年、家庭や地域等、関係機関が連携を深めながら、未来を担う子どもたちのこころとからだの支援を含めて社会全体で子育てに取り組む体制づくりが必要となっている。

そのため、「菰野町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域における子育て環境を計画的に整備していく。

また、さらに、支援が必要な児童生徒に対しては、幼稚園や保育園、家庭との連携により、一人ひとりに応じた指導の充実を行い、就学前から義務教育への途切れのない支援に努めるとともに、老朽化した保育園については計画的に改修を行っていく。

(5) 文化性

ア スポーツ

多様化する住民ニーズに応じて、子どもからお年寄りまで誰もが気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション行事や公民館スポーツ教室の充実を図るとともに広報などを通じて、広く住民のスポーツ意識の喚起に努めていく。

また、住民がいつでも楽しく利用できるよう、高齢者や障がいのある人の利用に配慮した改修を行うとともに、計画的な整備と維持管理を行う。

さらに、効果的な施設利用がされるよう、利用者への情報提供サービスの充実を図るとともに、近隣の県営施設や民間施設との連携を図り、広域的な施設利用について検討する。

イ 教養・娯楽

各世代の学習課題や生活課題等住民ニーズの的確な把握に努めるとともに、そのニーズに対応した講座の開設など地域活動の活発化を図っていく。

また、地域内外の各種団体活動のネットワーク化を推進するとともに、自分の適した手段や方法で学習できるよう学習機会や学習内容の充実を努める。

さらに、より一層多様化する住民の学習ニーズに応えるため、各種の学習情報を収集整理するとともに、インターネットをはじめとする各種メディアの効果的な活用を図りつつ、情報提供についてのネットワーク化を推進するなど情報提供の充実を進めていく。

ウ 郷土行事、芸能保存

住民の誰もが気軽に芸術文化活動に参加したり、質の高い芸術文化に接することができる

機会の充実に努めていく。また、公民館活動や文化祭・音楽会など創作活動の発表機会や文化の鑑賞機会の充実を図っていく。

各地域に伝わる祭りや郷土芸能などの価値を見つめなおし、適正な保護・保存体制の整備を進めつつ、伝統的な郷土文化の継承と活用を図っていく。

さらに、文化財を有効活用するため、文化財ボランティアガイド等の養成と活用を図るとともに、郷土資料の展示公開に努めていく。

2 生活環境施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	対図 番号	備考
該当なし				

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

第9 付 図 (別添)

- | | | | |
|---|-------------------|--------|--------|
| 1 | 土地利用計画図 | (付図1号) | |
| 2 | 農業生産基盤整備開発計画図 | (付図2号) | |
| 3 | 農用地等保全整備計画図 | (付図3号) | |
| 4 | 農業近代化施設整備計画図 | (付図4号) | (該当なし) |
| 5 | 農業就業者育成・確保施設整備計画図 | (付図5号) | (該当なし) |
| 6 | 生活環境施設整備計画図 | (付図6号) | (該当なし) |
| 7 | 土地利用計画詳細図 | (付図7号) | |

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

別添付図1号、7号の農用地利用計画図に示す区域のうち、水色・黄色・茶色及び橙色で着色した土地の区域を農用地区域とする。

※法10条4項に規定する土地は含まない。

イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

該当なし

(2) 用途区分

本地域の農用地区域内の農業上の用途は次のとおりとする。

農地	{	田	付図1号、7号に示す区域のうち水色で示した区域	}
		畑	付図1号、7号に示す区域のうち黄色で示した区域	
		樹園地	付図1号、7号に示す区域のうち茶色で示した区域	
農業用施設用地			付図1号に示す区域のうち橙色で示した区域	